

『健康管理手当』

(1) 手当を支給される人

健康管理手当は、被爆者のうち次の障害を伴う病気（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます）にかかっている人に支給されます。

※医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または保健手当を受けている人には、健康管理手当は支給されません。

- ①造血機能障害を伴う疾病
（例：再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。）
- ②肝臓機能障害を伴う疾病
（例：肝硬変、ウィルス性を除く慢性肝炎がその主なものです。）
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病
（例：悪性新生物がその主なものです。）
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病
（例：糖尿病、甲状腺機能低下症がその主なものです。）
- ⑤脳血管障害を伴う疾病
（例：脳出血、くも膜下出血、脳梗塞がその主なものです。）
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病
（例：高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。）
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病
（例：ネフローゼ症候群、慢性腎炎がその主なものです。）
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
（例：白内障のことです。）
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病
（例：肺気腫、慢性間質性肺炎がその主なものです。）
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病
（例：変形性脊椎症、変形性関節症がその主なものです。）
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
（例：胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。）

(2) 手当をうけるための手続き

手当をうけるためには、申請書に障害を伴う病気についての大分県知事が指定した医療機関等の医師の診断書を添えて居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。認定されると、健康管理手当証書が送られ、申請した月の翌月から、毎月支給されます。

(3) 申請に必要なもの

- ・健康管理手当認定申請書
- ・診断書（健康管理手当用）
- ・被爆者健康手帳
- ・申請人名義の預金通帳

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

(4) 手当を受けている人の届出

手当を受けている人が氏名、居住地、手当の振込口座の変更があるとき、申請した病気が治ったときは、そのつど届出が必要です。

また、申請した病気が治ったときは、健康管理手当証書を返還しなければなりません。